



中津市監査委員告示第 3 号

令和元年12月10日付け中監第574号で提出した財政援助団体監査の報告に対し、中津市長及び中津市教育長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年1月28日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 林 秀 明

措置状況報告書

監査の名称：令和元年度 財政援助団体監査

課 名：学校教育課

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 中津市教育課程研究協議会</p> <p>[補助金等名] 特色ある学校づくり補助金（小学校）</p> <p>[所管部局・課] 教育委員会学校教育課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①一部の小学校では、立替払いを行っていた。補助金であっても、公金と同様に立替払いは原則禁止のため、支出事務について、適正な事務処理を求める。</p> <p>②一部の支出について、補助対象外経費と推察されるあいまいな支出があった。補助対象と対象外経費の明確化を図り、各小学校へ周知を求める。</p>	<p>①立替払いは原則禁止である旨の補助金の取り扱いに関する通知文書とマニュアルを全ての小学校へ令和元年12月27日付けで発送した。今後は、適正な事務処理の徹底に努めます。</p> <p>②補助対象経費について、補助金の取り扱いを厳正に行うよう全ての小学校へ通知文書を令和元年12月27日付けで発送した。今後は、適正な事務処理の徹底に努めます。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和元年度 財政援助団体監査

課 名：林業水産課

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 大分県漁業協同組合</p> <p>[補助金等名] 漁業振興指導事業補助金</p> <p>[所管部局・課] 商工農林水産部林業水産課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①毎月の運輸会社に支払う送料の中に、水産物購入者から別途受領済みの送料が含まれていた等、実績報告書に補助対象経費として認められない経費が計上されていた。 補助対象経費について、適正な実績報告を求める。</p> <p>II. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①補助金の額の確定は、実績報告書の収支決算書等を適確に審査したうえで行わなければならないが、補助対象経費に該当しない事業内容が含まれていた。 今後は、実績報告書等について、記載内容を精査確認のうえ、適正な書類の受領を求める。</p> <p>②補助対象経費について、漁港関連施設の維持管理経費や漁協の事務費が含まれており、事業補助金でありながら運営補助金のような事業内容が見受けられた。 中津市補助金事務ガイドラインも示されたことから、再度、この補助金のあり方をふまえ、補助対象経費の明確化を図るよう要綱の見直しを求める。</p>	<p>①ご指摘のとおり、購入者負担経費を補助対象経費として処理していましたが、一般購入者負担送料については、補助対象外経費とし、実績報告書を令和元年12月5日付けで再提出しました。 今後は、補助対象経費の確認を十分に行い、適正な実績報告を行ってまいります。</p> <p>①実績報告書の再提出を求め、令和元年12月5日に再審査を行いました。 今後は、実績報告書等の内容を十分精査し、適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p>②補助対象経費を整理し、事業補助金として、補助対象経費の明確化を図り、今年度中に要綱を見直し改正します。</p>	